

今後の多摩川下流部減災対策部会の開催について

資料3

多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会規約第4条第4項に基づき、部会を設置し実施を諮っていたところではあるが、業務効率化や実態に合わせて実施方法の見直しを図る。

「多摩川下流部右岸・多摩川下流部左岸・多摩川上流部大規模氾濫減災協議会 多摩川下流部減災対策部会」規約（抜粋）

（目的）本部会は、令和元年台風19号により多摩川流域において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、協議会の中に部会を設置し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策をより一層、一体的、計画的に推進することを目的とする。

（部会の実施事項）部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 令和元年台風19号による被害の復旧や今後のハード対策とソフト対策の推進に関して、部会構成員と認識を共有するとともに、各対策の推進に向けた具体的な取組を策定する。

二 部会での取組情報を、協議会に展開することにより、協議会全体のハード対策・ソフト対策の一体的推進に資するものとする。

三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（主な部会内容）

①多摩川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況

②各種対策のフォローアップ

③その他情報共有

（実態）

①' 関係自治体へ直接進捗説明、現地見学会の開催、HPにて進捗状況を公表

②' 流域協議会において、一部内容の被った調査や報告を実施

③' 減災協（幹事会）や流域協議会等の場で情報共有が可能

上記のことから、引き続き①' の内容については実施していく中で、部会の内容が同様の説明内容となってしまうことや作業の負担となってしまうことが考えられるため、今後は部会の開催はしないものとする。※災害等で重大な被害等が発生した場合にはこの限りではない。

なお、各種対策のフォローアップ調査については引き続き実施し、流域協議会において内容の共有を図るものとする。